

JR の通勤定期乗車券割引制度のご案内

児童扶養手当の支給を受けている世帯に属する方は、JR の通勤定期乗車券が3割引で購入できます。
(但し、手当が全部停止の方は該当しません。)

割引制度を利用するには・・・

1. **明石市役所児童福祉課窓口で【特定者資格証明書（写真付）】の交付を受けてください。**
 - ・申請に必要なもの ※②がない場合は交付できません。
 - ① 児童扶養手当証書
 - ② 定期乗車券を購入する方の証明写真
(6ヶ月以内に撮影の正面半身、たて4センチ×横3センチのもの)
2. **【特定者資格証明書（写真付）】の交付を受けた方は、通勤定期乗車券を購入する前に児童福祉課へ【特定者用定期乗車券購入証明書（以下、購入証明書）】の交付申請をしてください。**
 - ※ 購入証明書の申請・交付は児童福祉課窓口、または、郵送でも受付できます。窓口へお越しの方は【特定者資格証明書（写真付）】をご持参ください。
(郵送での交付方法等、詳しくは下欄【特定者資格証明書】をお持ちの方へ)をご参照ください)
 - ※ 通勤定期乗車券の購入ごとに購入証明書交付申請が必要となります。
 - ※ 1か月の定期乗車券を購入する場合は、1回に最大2枚まで発行できます。(申請書は2枚必要)
3. **交付された【特定者資格証明書（写真付）】と【購入証明書】をJRの定期乗車券販売窓口に提示・提出のうえ、通勤定期乗車券をお求めください。**
(特定者資格証明書（写真付）の有効期間は1年間、購入証明書の有効期間は6ヶ月です)

【特定者資格証明書（写真付）】をお持ちの方へ

◎◎◎ 【特定者用定期乗車券購入証明書】は郵送でも取得できます◎◎◎

但し、【特定者資格証明書（写真付）】の交付申請は、本人確認の必要がありますので郵送受付はできません。

郵送で取得申請するには・・・

1. **【特定者用定期乗車券購入証明書交付申請書】に必要事項を記入してください。申請書がない方は、明石市役所児童福祉課 (TEL 078-918-5027) に請求してください。**
 - ※ 申請書はコピーしてご使用ください。
 - ※ JR定期購入区間が複数となる場合、申請書は区間ごとに必要となります。
2. **【特定者用定期乗車券購入証明書交付申請書】に必要事項を記入のうえ、返信用封筒（所定料金分の切手を貼り、宛先を記入）を同封し、明石市役所児童福祉課まで郵送してください。**
 - ※ 書留・配達記録郵便等での返送を希望される場合は、返信用封筒にその旨を明記し、所定料金分の切手を貼ってください。
 - ※ 所定料金の切手が同封されていない場合、交付できませんので児童福祉課へ購入証明書を受取りにお越し下さい。
 - ※ ご自宅以外へ送付はできません。
 - ※ 【特定者資格証明書（写真付）】をお持ち以外の方から申請はできません。
3. **申請書の内容確認後、ご自宅へ【特定者用定期乗車券購入証明書】を送付します。**
 - ※ 購入証明書の交付・発送は、約1週間かかりますのでご了承ください。申請から1週間を過ぎてお手元に購入証明書が届かない場合は、児童福祉課までご連絡ください。
 - ※ 購入証明書のご入用をお急ぎの方は、【特定者資格証明書（写真付）】を持参のうえ、明石市役所児童福祉課窓口へお越しください。即日交付します。

令和6年10月1日からの
郵便料金が変更となっ
ていますのでご注意ください。

《問い合わせ・申請書送付先》

〒673-8686 (住所不要) 明石市役所児童福祉課

TEL 078-918-5027